

「
（一） パルプ状のもの

B その他のもの

（二） その他のもの

B その他のもの

（二） その他のもの

B その他のもの

九・六％

七・五％

に改める。

「
二 その他のもの

（二） その他のもの

五・四％

九・六％

を

別表第二第二〇〇八・五〇号中

「
二 その他のもの

（一） パルプ状のもの

（二） その他のもの

六％

に改める。

別表第二第二〇〇八・六〇号中「九・六％」を「六％」に改める。

A 気密容器入りのもの

一一・二％

を

別表第二第二〇〇八・七〇号中

— B その他のもの — 一二%

「 A 気密容器入りのもの

B その他のもの

八・五%

一〇・七%

に改める。

別表第二第二〇・〇八項中

「

その他のもの（混合したもの
（第二〇〇八・一九号のもの
を除く。）を含む。）

」

を

「

その他のもの（混合したもの
（第二〇〇八・一九号のもの
を除く。）を含む。）

二〇〇八・九一

パームハート

七・五%

」

に改める。

別表第二第二〇〇八・九二号中「四・八%」を「三%」に改める。

別表第二第二〇〇八・九九号を次のように改める。

二〇〇八・九九

その他のもの

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A パルプ状のもの

(a) バナナ及びアボカド

B その他のもの

(a) ベリー及びブルーベリー

(b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及び

マンゴスチン

(c) その他のものうち

ドリアン、ランブータン、パッションフル

ーツ、レイシ及びごれんし

(二) その他のもの

A パルプ状のもの

一〇・五%

五・五%

五・五%

七%

	(a)	バナナ、アボカドー及びプルーン	七・五%
	(b)	その他のもののうち マンゴー、グアバ及びマンゴスチン カムカム	七・五%
	B	その他のもの	
	(a)	プルーン	三・九%
	(b)	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及び マンゴスチン	四・八%
	(d)	その他のもののうち ドリアン、ランブータン、パッションフル ーツ、レイシ及びびごれんし カムカム	五%
		カムカム	二%
		爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で	

— 加熱により爆裂するものに限る。 — 四・五%

別表第二第二二〇一・二〇号中「八%」を「五%」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二二〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	三%
---------	---	----

別表第二第二二〇二・一〇号の次に次の一号を加える。

二二〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）	無税
—	一 酵母	—

別表第二第二二〇二・三〇号中「一〇%」を「五・三%」に改める。

別表第二第二二〇三・九〇号を次のように改める。

二二〇三・九〇	その他のもの	—
—	一 ソース	—
—	(三) その他のもの	六%

別表第二第二二〇四・二〇号中「九・六%」を「六%」に改める。

二 その他のもの	
(一) インスタントカレーその他のカレー調製品	三・六%
(二) その他のもの	
A グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	四・八%

別表第二第二二〇八・九〇号中

「	
A エチルアルコールのうち	
別表第一第二二〇八・九〇号の	
一の(二)のAに掲げる税率の適用	一リットル
を受けるもの以外のもの	につき四八
B その他のものうち	円
別表第一第二二〇八・九〇号の	

を

別表第二第二三・〇九項中「一二三・〇九

A エチルアルコール

(b) その他のもの

B その他のもの

(b) その他のもの

一の(二)のBに掲げる税率の適用
を受けるもの以外のもの

一リットル

につき二五

円二〇銭

一リットル

につき四八

円

一リットル

につき二五

円二〇銭

に改める。

飼料用に供する種類の調製品

」を

<p>「 二二・〇九 二三〇九・一〇</p>	<p>飼料用に供する種類の調製品 犬用又は猫用の飼料（小売用 にしたものに限る。） 二 その他のもの （二） その他のもの B その他のもの （b） その他のもの</p>	<p>一キログラ ムにつき一 八円</p>
--------------------------------	---	-------------------------------

に改める。

別表第三第三五項を次のように改める。

三五	削除
----	----

別表第三第七九項及び第八〇項を次のように改める。

七九	削除
----	----

八〇一削除

別表第五中第二〇項を第二八項とし、第一五項から第一九項までを八項ずつ繰り下げ、同表第一四項中「第五〇〇五・〇〇号の一、」を削り、同項を同表第二二項とする。

別表第五中第一三項を第二一項とし、第一二項を第二〇項とし、第一一項を第一九項とする。

別表第五第九項及び第一〇項を削る。

別表第五第八項中「第一九〇五・一〇号、第一九〇五・四〇号又は第一九〇五・九〇号の一」を「第一九〇四・一〇号の三、第一九〇四・二〇号の三、第一九〇四・九〇号の四又は第一九〇五・九〇号の一若しくは二」に改め、同項を同表第一五項とし、同項の次に次の三項を加える。

一六	関税率表第二〇〇二・九〇号の一、第二〇〇三・一〇号の一、第二〇〇三・九〇号の一、第二〇〇五・四〇号の一の(一)、第二〇〇五・五九号の一、第二〇〇五・九〇号の一(二)若しくは二の(五)のAの(a)、第二〇〇六・〇〇号の一、第二〇〇八・一一号の一の(一)若しくは二の(一)、第二〇〇八・一九号の二の(二)のDの(a)、第二〇〇八・四〇号の二の(一)のA若しくは(二)のA、第二〇〇八・六〇号の二の(一)、第二〇〇八・七〇号の一の(二)のA若
----	--

	<p>しくは二の(二)、第二〇〇九・三一号の二の(一)のA、第二〇〇九・三九号の二の(一)のA、第二〇〇九・八〇号の二の(一)又は第二〇〇九・九〇号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第二〇〇八・一九号の一の(二)のBに掲げる物品のうち</p> <p>くり(気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに 限るものとし、いつたものを除く。)</p> <p>関税率表第二〇〇八・九二号の一に掲げる物品のうち</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>関税率表第二〇〇九・八〇号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>気密容器入りのもの以外のもの</p>
一七	<p>関税率表第二一〇一・一二号の二の(二)のB、第二一〇一・二〇号の一の(二)若しくは二の(二)のB、第二一〇三・三〇号の二、第二一〇四・一〇号、第二一〇六・一〇号の二の(二)又は第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のロ若しくは(b)のロ若しくはハの(イ)若しくは(ロ)のIに掲げる物品</p>